

■被扶養者認定要件の変更について

この度、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、健康保険法第3条第7項等が改正され、令和2年4月1日から、被扶養者となるためには「日本国内に住所を有する者」（国内居住要件）または「日本国内に生活の基礎があると認められた者」（国内居住要件の例外）という要件が追加されることになりました。

◎国内居住要件の考え方について

「日本国内に住所を有するもの」については、住民基本台帳に住民登録されている（住民票がある）かどうかで判断します。

◎国内居住要件の例外の考え方について

「日本国内に生活の基礎があると認められる者」については、健康保険法施行規則第37条の2で定められており具体的には下記のとおりです。

- ① 海外に一時的に留学する学生
- ② 海外に赴任する被保険者に同行する家族
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人
- ④ 海外赴任中に婚姻や出生等により、被保険者との身分関係が生じ②と同等と認められる人
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人

なお、国内居住要件の例外に該当するのは、日本国内に生活の基礎があると認められるとして、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる者（一時的な海外渡航者である者）で、かつ渡航目的が就労でない者を基本としています。

◎国内に住所を有していても被扶養者として認定されない人

日本国内に住所を有していても、その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある人は被扶養者として認定されません。具体的には以下のとおりです。

- ① 「医療滞在ビザ」で来日した人
- ② 「観光・保養を目的とするロングスティビザ」で来日した人
- ③ 海外で就労している人

令和2年4月1日において日本国内に住所を有しない被扶養者（被扶養者認定要件に該当しない方）は、「健康保険被扶養者異動（削除）届」の提出が必要となります。

公文健康保険組合のホームページより申請書をダウンロードして作成のうえ、該当する被扶養者の保険証を添付して、事業所経由で健康保険組合に提出してください。

◎令和2年4月1日以降の被扶養者異動（認定）届について

施行日以降は被扶養者認定対象者が国内居住要件を満たしていることを確認する必要があるため、「健康保険被扶養者異動（認定）届」に必ず「住民票」（原本／直近のもの）を提出してください。ただし、マイナンバーを活用した情報連携等から住所情報を確認できる場合は添付を省略することができます。

また、国内居住要件の例外に該当する場合は、下記の書類を添付してください。なお、被扶養者状況確認調査に係る添付書類も同様の扱いとなります。

国内居住要件の例外的事由	添付書類
① 海外で留学する学生	査証・学生証・在学証明書・入学証明書等
② 海外赴任に同行する家族	査証・海外の公的機関が発行する居住証明書
③ 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人	査証・ボランティア派遣証明書・ボランティア参加同意書等
④ 海外赴任中に婚姻・出産等で身分関係が生じた者で②と同等と認められる家族	婚姻や出生を証明する書類等
⑤ ①から④以外で日本国内に生活の基礎があるとみ貯められる人	個別に判断

※書類が外国語で作成されている場合は、その書類に加え、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文が必要です。